

平成 31 年 3 月 29 日  
環境創造局環境管理課

「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について」  
意見公募の結果について

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について、平成 30 年 12 月 28 日から平成 31 年 1 月 31 日まで横浜市規則等に係る意見公募手続を実施したところ、2 件のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要と、それらに対する本市の考え方について、別紙のとおり公表します。

なお、いただいたご意見を十分に考慮し、別紙のとおり「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」を一部改正、「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」及び「低炭素電気の普及の促進に関する指針」を制定、「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針」を改定、「夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針」及び「フロン類の排出抑制に関する配慮指針」を廃止し、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。（詳細は、平成 31 年 3 月 29 日発行の横浜市報においても公示しています。）

このたびのご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## いただいたご意見とそれらに対する本市の考え方

ご意見 番号	ご意見	本市の考え方
1 (1)	<p>第 90 条の 5 (4) その他市長が認めるもの に以下のように追記する事を提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマス由来の燃料と、都市ガスなどのクリーンな化石燃料の混焼により得られた電気</li> <li>・ ごみ発電など、バイオマス由来のごみと一般ごみの混焼により得られた電気</li> <li>・ 自家発電等で、高効率発電、廃熱利用等により、炭素排出が少ないシステムで得られた電気</li> <li>・ 現在購入している小売電気事業者の排出係数より、少ない排出係数の小売電気事業者への切替え</li> </ul> <p>「(1)に記載の「再生可能エネルギー」、(2)に記載の「未利用エネルギー」、(3)に記載の「証書を活用した電気」、に該当しない低炭素電気を「(4)その他市長が認めるもの」としてはいますが、事業者に対して幅広い選択肢を与えるため、より具体的に記載することを提案します。(1)から(3)以外の低炭素電気の例としては、「バイオマス混焼発電」、「ごみ発電」、「コージェネレーション（熱電併給）システムによる発電」、「高効率天然ガス火力発電」などが該当し、事業者が調達可能な電気としては、上記の4つが主な例として考えられます。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、第 90 条の 5 を「次に掲げる電気とする。」から、「次に掲げる電気を主に含む電気とする。」に改めます。</p> <p>小売電気事業者を切り替える行為は、「電気」には該当しませんが、低い排出係数の小売電気事業者への切り替えが促進されるよう普及啓発に努めてまいります。</p>
1 (2)	<p>P6 4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置 イ 目標対策 (2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施の文末、『次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。)の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。』との記載に賛同致します。一方、次世代自動車の導入だけで 評価するのは時期尚早な部分もあるかと考え、P10 8 評価</p>	<p>横浜市地球温暖化対策実行計画において、低公害車でもある次世代自動車の普及促進を掲げており、横浜市地球温暖化対策計画書制度においても、今回の改正案で「次世代自動車の導入状況」を新たに評価項目に加えました。</p> <p>低公害車の導入については、横浜市地球温暖化対策計画書制度における「自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況」の項目に記載し温室効果ガスの排出量を削減した場合には、本</p>

	<p>(2)評価項目 イ の項目に以下のように追記する事を提案いたします。</p> <p>(キ)低公害車の導入・エコドライブ活動などの推進状況</p> <p>車を多く使う事業者は、その排出量削減ために低公害導入やエコドライブ推進等活動車を推進しております。</p> <p>今回、従来の「自動車における温室効果ガス排出状況」に代え、「次世代自動車の導入及び計画」と改訂されておりますが、現状では次世代自動車を販売しているメーカーは一部であり、車種も限定されることから、業務目的に合った適切な車両を選択できず、また車両価格も高価なため、推進等の取り組みではなく、次世代自動車の導入状況のみで評価されることから、事業者にとって、次世代自動車導入率を上げていくことは負担が大きく、大変困難な状況が想定されます。一方、車両性能もさることながら、ドライバーのエコドライブ意識を高めることは今後も重要な取り組みと考えられます。従来自動車においても年々低燃費化が進んでいることや、エコドライブによりCO2やNOx・PMの排出抑制を図る余地も十分あることから、次世代自動車の導入のみならず、従来自動車における温室効果ガス削減の取り組みも引き続き推進すべきではないかと考えます。</p>	<p>市として、引き続き評価してまいります。</p> <p>ご指摘のとおり、エコドライブの推進も温室効果ガス排出削減に資するものであることから、横浜市地球温暖化対策計画書制度においても、重点対策に位置付け、その実施状況の評価を実施しており、引き続き、エコドライブの推進を図ってまいります。</p>
1 (3)	<p>昨今、全国でこの様な報告書を要望する自治体が増加してきており、自治体ごとに要求事項・フォーマット・要望時期が違う事で、依頼数に比例して対応する負担が増加する構造となっています。自治体によっては、当該自治体エリアの需要家に限定した報告を求める場合もあり、報告の負担は軽くない状況です。今後は、自治体間の調整役として、是非、横浜市が先導するなどの役割を担っていただけますようお願いしたいと考えます。</p>	<p>自治体ごとに報告内容・フォーマットなどに違いがあるため、事業者様の作業負担が大きくなっていることは、課題であると認識しています。そのため、今回の改正案は、報告項目数を削減するなど、事業者様の作業負担の軽減を図る内容にしております。今後の制度の運用においても、事業者様の負担軽減を図ってまいりますので、制度へのご理解、ご協力を引き続きお願いいたします。</p>

<p>2</p>	<p>横浜市と神奈川県に提出する書類をまとめることはできないでしょうか。</p> <p>弊社は一定台数以上の車両を保有しているため、横浜市と神奈川県の「地球温暖化対策実施状況報告書」と、神奈川県の「自動車使用実績報告書」を毎年提出しています。書類の目的がそれぞれ違うという説明は受けましたが、内容がほぼ同じものを3回も提出するのは正直負担になっています。</p> <p>「地球温暖化対策実施状況報告書」は横浜ナンバーも含めて神奈川県へ提出するとか、神奈川県には「自動車使用実績報告書」だけ提出すればいいとか、そういった変更はできないのでしょうか。</p> <p>又は、車両台帳を統一していただくことはできないでしょうか。</p> <p>現在はそれぞれ独自の台帳を作られているため、弊社で管理する台帳も3つ作る必要があり、管理する手間が増えてしまっています。1つの台帳で管理することが出来れば手間が減り、記載漏れ等のミスも減らすことが出来ると思います。</p> <p>横浜市だけで決定できるような内容ではないため、難しいことは重々承知していますが、ご検討いただけますようよろしくお願い致します。</p>	<p>自治体ごとに報告内容・フォーマットなどに違いがあるため、事業者様の作業負担が大きくなっていることは、課題であると認識しています。そのため、今回の改正案は、報告項目数を削減するなど、事業者様の作業負担の軽減を図る内容にしております。今後の制度の運用においても、事業者様の負担軽減を図ってまいりますので、制度へのご理解、ご協力を引き続きお願いいたします。</p>
----------	--	--

## 改正内容

(表の見方)

条例（現行）	
条例施行規則（現行）	条例施行規則（改正後）

1 条例改正に伴う条例施行規則の一部改正は次のとおりです。

- (1) 地球温暖化対策計画等の公表方法を「書面の備え置き」から「備え置き又はインターネットの利用その他適切な方法」としました。

(地球温暖化対策計画の作成等)	
<p><b>第 144 条</b> （第 1 項及び第 2 項省略）</p> <p>3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。</p> <p>4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。</p> <p>(第 5 項省略)</p>	
<p style="text-align: center;">(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p><b>第 89 条</b> （第 1 項から第 5 項まで省略）</p> <p>6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、<b>掲示する等の</b>方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。</p> <p>(第 7 項及び第 8 項省略)</p> <p>9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規</p>	<p style="text-align: center;">(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p><b>第 89 条</b> （第 1 項から第 5 項まで省略）</p> <p>6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、<b>又はインターネットの利用その他適切な</b>方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。</p> <p>(第 7 項及び第 8 項省略)</p> <p>9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規</p>

<p>定による公表について準用する。この場合において、第6項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、<u>掲示する等の</u>」とあるのは、「<u>、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>定による公表について準用する。この場合において、第6項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、<u>又は</u>」とあるのは、「<u>環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	---

(2) 地球温暖化対策事業者以外の事業者についても地球温暖化対策事業者と同等の規定としました。

<p>(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)</p>	
<p>第144条の4 (第1項及び第2項省略)</p>	
<p>3 第144条第4項及び第144条の2の規定は、第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。</p>	
<p><u>(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等)</u></p> <p>第89条の4 <u>条例第144条の4第2項の規定による公表については、第89条第9項の規定(地球温暖化対策計画に係る公表に係る部分に限る。)</u>を準用する。</p>	<p><u>(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等)</u></p> <p>第89条の4 <u>第89条第9項において読み替えて準用する同条第6項及び第89条の2の規定は、条例第144条の4第3項において読み替えて準用する条例第144条第4項及び条例第144条の2の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。</u></p>

(3) 条例第146条の規定により、条例施行規則第90条を削除しました。

<p>第2節 削除</p>	
<p>第146条 削除</p>	
<p>第2節 <u>フロン類の排出の抑制</u></p> <p>第90条 <u>条例第146条第1項に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現に使用され、又は使用されていたものとする。</u></p> <p><u>(1) クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護</u></p>	<p>第2節 <u>削除</u></p> <p>第90条 <u>削除</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）</u> <u>第 2 条第 1 項に規定するも</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律</u> <u>（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3</u> <u>項第 4 号に規定するもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 条例第 146 条第 2 項に規定する規則で定</u> <u>める機器は、一般消費者が通常生活の用に</u> <u>供する、エアコンディショナーその他の空</u> <u>気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とす</u> <u>る。</u></p>	
---	--

(4) 条例第 146 条の 5 から条例第 146 条の 8 の規定により、以下を規定しました。

ア 低炭素電気を定義しました。

イ 低炭素電気普及促進計画の作成、実施の状況の報告及び公表に関することを規定しました。

**第 4 節 低炭素電気の普及の促進**

（事業者の責務）

**第 146 条の 5** 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

	<p style="text-align: center;"><u>（低炭素電気）</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 90 条の 5</b> <u>条例第 146 条の 5 に規定する規則</u> <u>で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む</u> <u>電気とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 再生可能エネルギーにより得られる電</u> <u>気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない</u> <u>電気であることの付加価値を有すると市</u> <u>長が認めるものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 工場等で発生する排熱その他これに類</u> <u>するものと市長が認めるエネルギーによ</u> <u>り得られる電気</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果</u> <u>ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18</u> <u>年経済産業省令、環境省令第 3 号）第 2 条</u> <u>第 4 項に規定する係数の算出に用いるこ</u> <u>とができる温室効果ガスの削減量により</u> <u>発電に伴い排出される温室効果ガスの量</u> <u>を削減したとみなされる電気</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(4) その他前 3 号に掲げる電気に類するも</u> <u>のと市長が認める電気</u></p>
--	--

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

**第 146 条の 7** 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。

4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

**第 90 条の 6** 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8 月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の 8 月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

**2** 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時に行うものとする。

**3** 条例第 146 条の 7 第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制

(2) 電気の供給に伴い排出される 1 キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画

(3) 販売のために調達した電気量及び条例第 146 条の 6 に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内訳

	<p><u>(4) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>4 前項の規定は、条例第 146 条の 7 第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

ウ 非該当の届出について規定しました。

(非該当の届出)	
<p><b>第 146 条の 8</b> 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p>	
	<p><u>(非該当の届出)</u></p> <p><u>第 90 条の 7 条例第 146 条の 8 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業者の名称</u></p> <p><u>(2) 事業者の所在地</u></p> <p><u>(3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める事項</u></p>

- 2 条例第 58 条の規定により、「夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針」を廃止し、条例第 51 条の 2 に規定する「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」を制定しました。これは、条例の根拠条文の変更に伴うもので、従前の指針（夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針）の技術的な修正を行うほかは、内容の変更はありません。

<p>(別紙 1) を参照してください。</p>
--------------------------

- 3 条例第 144 条の 4 の規定により、「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針」を一部改定し、中小規模事業者の報告等についての規定及び報告事項や評価基準の見直し等を行いました。

<p>(別紙 2) を参照してください。</p>
--------------------------

- 4 条例第 146 条の規定により、「フロン類の排出抑制に関する配慮指針」を廃止しました。
- 5 条例第 146 条の 6 に規定する「低炭素電気の普及の促進に関する指針」を制定しました。

(別紙 3) を参照してください。

- 6 条例改正に伴わない条例施行規則の一部改正は次のとおりです。
  - (1) 環境管理事業所の公表方法を「書面の備え置き」から「書面の備え置き又はインターネットの利用その他適切な方法」としました。

(環境管理事業所の公表)	
<b>第 20 条</b> 市長は、第 18 条第 1 項の認定をしたときには、当該環境管理事業所に係る次に掲げる事項について公表するものとする。当該事項の内容に変更があったときも、同様とする。	
(1) 名称及び所在地	
(2) 認定の有効期間	
(3) その他規則で定める事項	
(環境管理事業所の公表) <b>第 29 条</b> 条例第 20 条の規定による公表は、環境管理事業所に係る <b>同条各号</b> に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に <b>備え置くこと</b> により行うものとする。	(環境管理事業所の公表) <b>第 29 条</b> 条例第 20 条の規定による公表は、環境管理事業所に係る <b>同条第 1 号及び第 2 号</b> に掲げる事項を記載した書面を、環境創造局環境保全部環境管理課に <b>備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法</b> により行うものとする。

- (2) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律で規定する「仮設の建築物」は、一時的または緊急的目的で建築され、利用期間も短いため、特定建築物の要件から除外しました。

(建築物環境配慮計画の作成等)
<b>第 141 条の 4</b> 規則で定める要件に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）の建築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。
(1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 特定建築物の名称及び所在地
(3) 特定建築物の概要
(4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
(第 2 項省略)

<p>(特定建築物の要件)</p> <p><b>第 88 条の 2</b> 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるものとする。</p>	<p>(特定建築物の要件)</p> <p><b>第 88 条の 2</b> 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの <u>(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)</u> とする。</p>
--	--

(3) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律で規定する「仮設の建築物」は、一時的または緊急的目的で建築され、利用期間も短いため、規則で定める建築物の要件から除外しました。

<p>(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p><b>第 146 条の 2</b> 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。）の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。</p>	
<p>(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p><b>第 90 条の 2</b> 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物とする。</p>	<p>(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p><b>第 90 条の 2</b> 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物 <u>(建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)</u> とする。</p>

## 添付資料

- 1 (別紙 1) 夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針
- 2 (別紙 2) 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針
- 3 (別紙 3) 低炭素電気の普及の促進に関する指針

## 夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針

平成 31 年 3 月 29 日 横浜市告示第 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 51 条の 2 の規定により、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、夜間営業に係る外部騒音の防止に関する指針（平成 15 年 3 月 14 日横浜市告示第 93 号）は、廃止する。

## 1 目的

この指針は、夜間における営業を営む者が、その営業に伴って発生する騒音について、地域における夜間の生活環境を保全するための取組を支援することを目的とする。

## 2 事業者の配慮事項

事業者は、次の事項に配慮するよう努めるものとする。

## (1) 駐車場・駐輪場（客用駐車施設等）の騒音対策

ア 駐車場・駐輪場は、原則として屋内に設置すること。

イ 屋外に駐車場・駐輪場を設置する場合は、次の対応をとること。

(ア) 出入口と走行経路は、周辺の住宅等に影響のない位置や経路に設置すること。

(イ) 段差のない床構造とし、遮音壁の設置等防音対策に努めること。

(ウ) 多層式にあってはスロープの勾配に配慮し、タイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングは用いないこと。

## (2) 外部騒音の防止

ア 駐車場・駐輪場に外部騒音の防止等、来客者への注意事項を掲示すること。

イ 駐車場・駐輪場に必要に応じて警備員を配置すること。

## (3) 建物の構造

ア 住宅に面する側は、開口部をなくし、騒音が漏れにくい構造にすること。

イ 出入口等は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置にすること。

## (4) 冷却塔・空調用室外機等屋外に設置される施設又は機器の騒音対策

ア 施設又は機器は周辺住宅等から離れた位置に設置すること。

イ 低騒音型の施設又は機器の導入に努めること。

ウ 施設又は機器の周辺への遮音壁の設置、消音器の取付け等防音対策に努めること。

エ 防振架台の設置等、施設又は機器から発生する二次騒音の低減に努めること。

## (5) 荷さばき作業の騒音対策

ア 荷さばき作業は、原則として夜間に行わないこと。

イ 荷さばき作業を夜間に行う場合は、次の対応をとること。

(ア) 荷さばき作業を屋内で実施すること。

(イ) 荷さばき作業は、周辺の住宅等に騒音による影響を及ぼさない位置で行うこと。

(ウ) 荷さばき作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。

## (6) その他

ア 屋外スピーカーは、夜間に使用しないこと。

イ 騒音防止に関する従業員教育を日常的に実施すること。

## 3 問題が生じた場合等の対応

(1) 営業に伴って発生する騒音について問題が生じた場合は、事業者はその解決に向けて誠実に対応すること。

(2) 外部騒音が、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合は、速やかに改善対策を講じること。

別表 公害が生じていると認められる基準

外部騒音は、騒音を受ける者が居住する住居の外側で測定する。測定結果から得られた任意の1時間における騒音レベル 60 デシベル以上の騒音について、その騒音レベルの区分とその発生時間（秒）から次式により算出される、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間が1時間当たり 360 秒を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

(算出式)

$$N_t = 1 N_1 + 3 N_2 + 10 N_3 + 30 N_4 + 100 N_5 + 300 N_6 + 1000 N_7$$

- $N_t$  は、騒音レベル 60 デシベルに相当する騒音の総発生時間（秒）をいう。
- $N_1 \sim N_7$  は、それぞれの騒音レベルに対応した騒音の発生時間（秒）をいう。

$N_1$  : 60 デシベル以上～65 デシベル未満

$N_2$  : 65 デシベル以上～70 デシベル未満

$N_3$  : 70 デシベル以上～75 デシベル未満

$N_4$  : 75 デシベル以上～80 デシベル未満

$N_5$  : 80 デシベル以上～85 デシベル未満

$N_6$  : 85 デシベル以上～90 デシベル未満

$N_7$  : 90 デシベル以上

## 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（本文）

現 行	改定後
<p data-bbox="288 232 783 264">平成22年 3月25日 横浜市告示第110号</p> <p data-bbox="124 389 783 577">横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第143条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p data-bbox="124 584 783 654">なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第95号）は、廃止する。</p> <p data-bbox="132 701 240 732">1 総則</p> <p data-bbox="156 739 269 770">(1) 目的</p> <p data-bbox="180 777 783 1155">この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p data-bbox="156 1164 269 1196">(2) 用語</p> <p data-bbox="180 1202 783 1350">この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="132 1397 381 1429">2 事業者の責務等</p> <p data-bbox="156 1435 748 1467">(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p data-bbox="180 1473 783 1700">事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）であるかを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p data-bbox="180 1706 663 1738">ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p data-bbox="236 1744 783 1776"><u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u></p> <p data-bbox="212 1783 783 1854">（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）施行令（昭和 54 年政令第 267 号）</p> <p data-bbox="212 1861 783 2049"><u>第 2 条第 1 項</u>及び省エネ法施行規則（昭和 54 年省令第 74 号）第 4 条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表 1 に規定するものを使用すること。</p>	<p data-bbox="970 232 1465 264">平成22年 3月25日 横浜市告示第110号</p> <p data-bbox="927 271 1465 342"><u>最近改正 平成31年 3月29日 横浜市告示第 号</u></p> <p data-bbox="810 389 1469 577">横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第143条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p data-bbox="810 584 1469 654">なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成15年横浜市告示第95号）は、廃止する。</p> <p data-bbox="818 701 927 732">1 総則</p> <p data-bbox="842 739 956 770">(1) 目的</p> <p data-bbox="866 777 1469 1155">この指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置、地球温暖化対策計画の作成、及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化を防止する対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。</p> <p data-bbox="842 1164 956 1196">(2) 用語</p> <p data-bbox="866 1202 1469 1350">この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p data-bbox="818 1397 1067 1429">2 事業者の責務等</p> <p data-bbox="842 1435 1433 1467">(1) 地球温暖化対策事業者であることの確認等</p> <p data-bbox="866 1473 1469 1700">事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）であるかを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。</p> <p data-bbox="866 1706 1347 1738">ア 原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p data-bbox="922 1744 1469 1776"><u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u></p> <p data-bbox="898 1783 1469 1854">（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）施行令（昭和 54 年政令第 267 号）</p> <p data-bbox="898 1861 1469 2049"><u>第 2 条第 2 項</u>及び省エネ法施行規則（昭和 54 年省令第 74 号）第 4 条に準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの単位発熱量は、別表 1 に規定するものを使用すること。</p>

現 行	改定後
<p>イ 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物 事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビル全体の所有者が、当該テナントビル全体のエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。</p> <p>ウ 規則第89条第1項第3号で規定する自動車事業の用に供する自動車（以下「自動車」という。）とする。</p> <p>(2) 地球温暖化対策事業者への協力等 地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第144条第5項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、当該テナント事業者は、当該所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務 地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、<b>条例第144条の4第1項</b>の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画を<b>積極的に作成し、市長に提出するよう</b>努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定 地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備 ア 本社等における推進体制 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防</p>	<p>イ 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物 事業所のうち、建物の所有者以外の者（以下「テナント事業者」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）については、テナントビル全体を一つの事業所とみなし、テナントビル全体の所有者が、当該テナントビル全体のエネルギー使用量を把握すること。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナント事業者がエネルギー使用設備の設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引くこと。</p> <p>ウ 規則第89条第1項第3号で規定する自動車事業の用に供する自動車（以下「自動車」という。）とする。</p> <p>(2) 地球温暖化対策事業者への協力等 地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第144条第5項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナントビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、当該テナント事業者は、当該所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策事業者以外の者の責務 地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むこと。また、<b>条例第144条の4第1項及び第2項</b>の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画の<b>積極的な作成及び提出並びに実施の状況の報告</b>に努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。</p> <p>3 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画等の作成に当たり実施すべき事項</p> <p>(1) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針の策定 地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針を定めること。</p> <p>(2) 推進体制の整備 ア 本社等における推進体制 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防</p>

現 行	改定後
<p>止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の事業所等（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>イ 支店等における推進体制 個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>ウ 計画管理責任者等の選任等 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。 支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。 なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(ア) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」という。）第 3 条第 1 号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、別表 2 に規定するものを使用すること。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 1 号及び第 2 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置する <b>すべて</b> の事業所（連鎖化事業者</p>	<p>止する対策を実施するに当たり、自らの事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、本社等以外の事業所等（以下「支店等」という。）と連携し、組織的な取組として地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>イ 支店等における推進体制 個々の支店等においては、取組内容や部署等の状況に応じて効率的に地球温暖化を防止する対策を推進するための体制を整備すること。</p> <p>ウ 計画管理責任者等の選任等 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。 支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。 なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出状況の把握等</p> <p>ア 特定温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策事業者は、事業活動によるエネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。</p> <p>(ア) 特定温室効果ガス排出量の算定方法 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号。以下「温対法施行令」という。）第 3 条第 1 号イに準じた方法により行うこと。なお、エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数は、別表 2 に規定するものを使用すること。</p> <p>(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲 規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する地球温暖化対策事業者（以下「第 1 号及び第 2 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間（以下「算定期間」という。）における市内に設置する <b>全て</b> の事業所（連鎖化事業者（省</p>

現 行	改定後
<p>(省エネ法第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>すべて</u>の事業所を含む。以下「事業所等」という。)に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する地球温暖化対策事業者(以下「第3号該当事業者」という。)は、算定期間における市内に使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス(以下「その他ガス」という。)の量について、温対法施行令<u>第6条第2項から第7項</u>までの規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等</p> <p>ア 削減目標の設定</p> <p>第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量(ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給(熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたもの)に限る。以下「外部供給」という。)している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。)について、規則第89条第3項に規定する計画期間の初年度の前年度(以下「基準年度」という。)における排出量(以下「基準排出量」という。)に対する削減目標として、計画期間の最終年度(以下「目標年度」という。)における定量的な排出量(以下「目標排出量」という。)を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値(以下「<u>削減率</u>」という。)が正となるよう努めること。</p>	<p>エネ法第19条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る<u>全て</u>の事業所を含む。以下「事業所等」という。)に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>また、規則第89条第1項第3号に該当する地球温暖化対策事業者(以下「第3号該当事業者」という。)は、算定期間における市内に使用の本拠を有する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。</p> <p>イ その他ガスの排出量の把握</p> <p>地球温暖化対策事業者は、廃棄物の焼却等に伴い排出される非エネルギー起源の二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス(以下「その他ガス」という。)の量について、温対法施行令<u>第6条第2項から第8項</u>までの規定に準じて把握を行うこと。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等</p> <p>ア 削減目標の設定</p> <p>第1号及び第2号事業者及び第3号事業者は、上記(3)ア(イ)でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量(ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給(熱又は電気の供給を主たる事業としないものであって、市長が適当と認めたもの)に限る。以下「外部供給」という。)している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。<u>(以下「排出量」という。)</u>について、規則第89条第3項に規定する計画期間の初年度の前年度(以下「基準年度」という。)における排出量(以下「基準排出量」という。)に対する削減目標として、計画期間の最終年度(以下「目標年度」という。)における定量的な排出量(以下「目標排出量」という。)を設定すること。</p> <p>なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値(以下「<u>目標削減率</u>」という。)が正となるよう努めること。</p> <p><u>また、排出量には、基礎排出量(基準年度</u></p>

現 行	改定後
<p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たっては、例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動車の台数の増加など、事業活動の状況により <b>削減率</b> を正とすることが困難な場合も想定される。このため、<b>削減率</b> を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出原単位 (<b>特定温室効果ガス排出量</b> を原単位の指標 (生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。以下同じ。)) で除した値。以下「排出原単位」という。) の基準年度における排出原単位 (以下「基準原単位」という。) に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位 (以下「目標原単位」という。) を <b>上記アに準じて</b> 設定すること。</p> <p><b>なお</b>、上記 <b>(3) ア (イ)</b> で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類 (<b>統計法第 28 条及び附則第 3 条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件 (平成 21 年総務省告示第 175 号)</b>) に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定</p> <p>第 1 号及び第 2 号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットルを超える場合にあっては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。</p> <p>エ その他ガス排出量の削減目標の設定</p>	<p><b>におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数 (電気事業者から供給された電気の排出係数は基礎排出係数) を継続して使用し、算定した排出量をいう。以下同じ。)</b> と調整後排出量 (当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数 (電気事業者から供給された電気の排出係数は調整後排出係数) を使用し算定した値から、クレジットを差し引いた排出量をいう。以下同じ。) があり、<b>それぞれについて目標排出量を設定すること。</b></p> <p>イ 排出原単位による削減目標の設定</p> <p>削減目標の設定に当たっては、例えば、事業の拡大に伴う新規事業所の設置や使用する自動車の台数の増加など、事業活動の状況により <b>目標削減率</b> を正とすることが困難な場合も想定される。このため、<b>目標削減率</b> を正とすることが困難である地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出原単位 (<b>基礎排出量</b> を原単位の指標 (生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。)) で除した値。以下「排出原単位」という。) の基準年度における排出原単位 (以下「基準原単位」という。) に対する削減目標として、目標年度における定量的な排出原単位 (以下「目標原単位」という。) を設定すること。</p> <p><b>なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値 (以下「目標原単位削減率」という。) が正となるよう努めること。</b></p> <p><b>また</b>、上記 <b>(3) ア (イ)</b> で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類 (<b>統計法第 28 条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件 (平成 25 年総務省告示第 405 号)</b>) に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。</p> <p>ウ 一定規模以上の量の特定温室効果ガスを排出する事業所等における削減目標の設定</p> <p>第 1 号及び第 2 号該当事業者は、基準年度における市内に設置している事業所等に係る原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットルを超える場合にあっては、当該事業所等ごとに削減目標の設定を上記アに準じて設定すること。</p> <p>エ その他ガス排出量の削減目標の設定</p>

現 行	改定後
<p>その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。</p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。</p> <p>ア 基本対策及び重点対策</p> <p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策（以下「重点対策」という。）を別表3に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>特に、重点対策については、計画期間内に<u>すべて</u>実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該当事業者については、<u>低公害かつ低燃費な車（別表4備考に規定するものをいう。</u>以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。</p>	<p>その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。</p> <p><u>(5) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)から(4)までに準ずること。</u></p> <p>4 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置</p> <p>地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、設備の状況等に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策</p> <p>地球温暖化対策事業者は、以下の区分ごとに市長が別に定める特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の実施状況点検票等に掲げる対策の実施に努めること。</p> <p>ア 基本対策及び重点対策</p> <p>設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策をいう。また、基本対策の中から特に重要な対策（以下「重点対策」という。）を別表3に規定する。</p> <p>イ 目標対策</p> <p>設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。</p> <p>(2) 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る対策の検討及び実施</p> <p>地球温暖化対策事業者は、基本対策の実施に加え、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>特に、重点対策については、計画期間内に<u>全</u>て実施するよう努めること。さらに、第1号及び第2号該当事業者については、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具（平成21年神奈川県告示第549号（4を除く）。以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。また、第3号該当事業者については、<u>次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車をいう。</u>以下同じ。）の導入に向けて積極的に検討を行い、そ</p>

現 行	改定後
<p>(3) その他ガスの排出の抑制に係る対策  その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(4) その他の地球温暖化を防止する対策  地球温暖化対策事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する活動についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>ア カーボン・オフセットの推進  自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>イ その他の地球温暖化を防止する対策  以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>(ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p>(イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p>(ウ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p>(エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p>(オ) 地域における環境教育の実践</p> <p>(カ) 市域の緑地保全に関する取組</p> <p>(キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p>(ク) その他地球温暖化を防止する対策</p>	<p>の実施に努めること。</p> <p><b>(3) 低炭素電気の調達</b>  <u>事業活動において電気を使用する場合、条例第146条の5で定める低炭素電気を積極的に利用するよう努めること。</u></p> <p>(4) その他ガスの排出の抑制に係る対策  その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの量の削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。</p> <p>(5) その他の地球温暖化を防止する対策  地球温暖化対策事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの直接の削減にはつながらなくとも、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する活動についても積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>ア カーボン・オフセットの推進  自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減が困難な部分の量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>イ その他の地球温暖化を防止する対策  以下に規定する対策等について、積極的に取り組むよう努めること。</p> <p>(ア) 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水の量の削減に係る対策</p> <p>(イ) 廃棄物の排出量の把握及び削減に係る対策</p> <p>(ウ) 貨物等の運搬等のために他者の自動車を利用している場合の対策</p> <p>(エ) 従業員の自動車利用から公共交通機関への誘導策等、公共交通機関の利用促進に関する対策</p> <p>(オ) 地域における環境教育の実践</p> <p>(カ) 市域の緑地保全に関する取組</p> <p>(キ) 省エネ型商品又はサービスの開発等、自らの事業活動の特性を活かした対策</p> <p>(ク) その他地球温暖化を防止する対策</p> <p><b>(6) 任意提出事業者の扱い</b>  <u>原則として上記(1)から(5)までに準ずること。</u></p>
5 地球温暖化対策計画書の作成等	5 地球温暖化対策計画書の作成等

現 行	改定後
<p>地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに市長が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日（<u>ただし、平成22年度を計画期間の初年度とする計画においては11月末日とする。</u>）までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>ア 計画書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間</p> <p>(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</p> <p><u>(エ) 推進体制</u></p> <p><u>(オ) 公表の方法等</u></p> <p><u>(カ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p><u>(キ) 事業所等における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p><u>(ク) 自動車における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p><u>(ケ) 重点対策の実施状況</u></p> <p><u>(コ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u></p> <p><u>(サ) クレジット等に関する取組状況</u></p> <p><u>(シ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p><u>(ス) 計画等に対する自己評価</u></p> <p>イ 計画書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出の抑制<u>等を図るための基本方針</u></p> <p><u>(ウ) 推進体制</u></p> <p><u>(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、<u>低公害かつ</u></p>	<p>地球温暖化対策事業者は、本指針3及び4、並びに市長が別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>(1) 計画書に記載する事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記アに掲げる事項を記載すること。また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。</p> <p>ア 計画書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間</p> <p>(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための基本方針</p> <p><u>(エ) 公表の方法</u></p> <p><u>(オ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p><u>(カ) クレジットに関する取組状況</u></p> <p><u>(キ) 設備の新設、更新等の計画</u></p> <p><u>(ク) 次世代自動車の導入状況及び計画</u></p> <p><u>(ケ) 重点対策の実施状況及び計画</u></p> <p>イ 計画書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出の抑制<u>に係る目標等の状況</u></p> <p>(2) 計画書の提出に係るその他の必要な事項</p> <p>地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画</p>

現 行	改定後
<p><u>低燃費な車の導入内訳</u>、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等</p> <p>地球温暖化対策事業者は、本指針 5 及び 6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の実施年度ごとの<u>内容を記載した地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）</u>を当該実施年度の翌年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置している第 1 号及び第 2 号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>ア 報告書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間及び実施年度</p> <p><u>(ウ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため</u></p>	<p>書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。</p> <p><u>(3) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)及び(2)に準ずること。</u></p> <p>6 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認等</p> <p>(1) 計画期間中の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中においては、実施年度における排出量（目標原単位を設定している地球温暖化対策事業者については、排出原単位を含む。以下、目標年度についても同じ。）の状況、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況を把握すること。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成等が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うこと。</p> <p>(2) 計画期間終了時の確認</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、目標年度における排出量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況等について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにすること。</p> <p>(3) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等</p> <p>地球温暖化対策事業者は、本指針 5 及び 6、並びに作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況を実施年度ごとに<u>地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し</u>、当該実施年度の翌年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書提出書を添えて市長に提出すること。</p> <p>報告書に記載する事項は、地球温暖化対策実施状況報告書総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記アに掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置している第 1 号及び第 2 号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記イに掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。</p> <p>ア 報告書（総）</p> <p>(ア) 地球温暖化対策事業者等の概要</p> <p>(イ) 計画期間及び実施年度</p> <p><u>(ウ) 公表の方法</u></p>

現 行	改定後
<p><u>の基本方針</u></p> <p><u>(エ) 推進体制</u></p> <p><u>(オ) 公表の方法等</u></p> <p><u>(カ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p><u>(キ) 事業所等における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p><u>(ク) 自動車における温室効果ガスの排出状況</u></p> <p><u>(ケ) 重点対策の実施状況</u></p> <p><u>(コ) 目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u></p> <p><u>(サ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u></p> <p><u>(シ) クレジット等に関する取組状況</u></p> <p><u>(ス) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p><u>(セ) 実施状況等に対する自己評価</u></p> <p>イ 報告書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出の抑制<u>等を図るための基本方針</u></p> <p><u>(ウ) 推進体制</u></p> <p><u>(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項 地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、<u>低公害かつ低燃費な車の導入内訳</u>、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。</p> <p><u>(5) エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数の取り扱い</u> <u>排出量の算定に用いる排出係数は、基準排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用すること。</u></p> <p>7 公表</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項 規則第89条第6項第1号及び第2号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。</p> <p>(2) 市長による公表事項 <u>規則第89条第9項に規定する地球温暖化対策事業者</u>から提出された地球温暖化対策計画等</p>	<p><u>(エ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況</u></p> <p><u>(オ) クレジットに関する取組状況</u></p> <p><u>(カ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u></p> <p><u>(キ) 次世代自動車の導入状況</u></p> <p><u>(ク) 重点対策の実施状況</u></p> <p><u>(ケ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況</u></p> <p><u>(コ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p> <p>イ 報告書（個）</p> <p>(ア) 事業所等の概要</p> <p>(イ) 温室効果ガスの排出の抑制<u>に係る目標等の状況</u></p> <p>(4) 報告書の提出に係るその他の必要な事項 地球温暖化対策事業者は、別紙に規定する特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。</p> <p><u>(5) 任意提出事業者の扱い</u> <u>原則として上記(1)から(4)までに準ずること。</u></p> <p>7 公表</p> <p>(1) 地球温暖化対策事業者による公表事項 規則第89条第6項第1号及び第2号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。</p> <p>(2) 市長による公表事項 <u>規則第89条第9項及び第89条の4に規定する地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者</u>か</p>

現 行	改定後
<p>について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。</p>	<p>ら提出された地球温暖化対策計画等について市長が公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。</p>
<p><b>(3) 任意提出事業者の扱い</b> <u>上記(1)及び(2)に準じて公表を行うこととする。</u></p>	
<p>8 評価</p>	<p>8 評価</p>
<p>(1) 評価対象</p>	<p>(1) 評価対象</p>
<p>条例第144条の2第1項の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。</p>	<p>条例第144条の2第1項及び第144条の4第3項の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について行うこととする。また、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、基準年度から目標年度までの実施の状況が記載された報告書（総）の内容について行うこととする。</p>
<p>(2) 評価項目</p>	<p>(2) 評価項目</p>
<p>ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価</p>	<p>ア 地球温暖化対策事業者の作成した計画への評価</p>
<p>(ア) 削減目標の設定状況</p>	<p>(ア) 削減目標の設定状況</p>
<p>(イ) 重点対策の実施状況</p>	<p>(イ) 重点対策の実施状況及び計画</p>
<p>イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価</p>	<p>イ 地球温暖化対策事業者の実施した状況の報告への評価</p>
<p>(ア) 削減目標の達成状況</p>	<p>(ア) 削減目標の達成状況</p>
<p><u>(イ) 基準排出量に対する削減状況</u></p>	<p><u>(イ) 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u></p>
<p><u>(ウ) 重点対策の実施状況</u></p>	<p><u>(ウ) 次世代自動車の導入状況</u></p>
<p><u>(エ) 目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u></p>	<p><u>(エ) 重点対策の実施状況</u></p>
<p><u>(オ) 再生可能エネルギー利用設備等の導入状況</u></p>	<p><u>(オ) 自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況</u></p>
<p><u>(カ) 低公害かつ低燃費な車の導入状況</u></p>	<p><u>(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p>
<p><u>(キ) その他の地球温暖化を防止する対策の実施状況</u></p>	
<p>ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価</p>	<p>ウ これまでの特定温室効果ガスの排出削減への評価</p>
<p>(3) 評価基準</p>	<p>(3) 評価基準</p>
<p>市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「－」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。</p>	<p>市長は、地球温暖化対策計画については意欲的な内容であるか、又は地球温暖化対策の実施の状況については着実かつ積極的であるか、という視点をもとに、<u>極めて優良（以下「AA」という。）、</u>優良（以下「A」という。）、良（以下「B」という。）及び評価なし（以下「－」という。）による基準を評価項目ごとに設定する。</p>
<p>ア 地球温暖化対策計画への評価</p>	<p>ア 地球温暖化対策計画への評価</p>
<p><u>(ア) 削減目標の設定状況</u></p>	<p><u>(ア) 削減目標の設定状況</u></p>

現 行	改定後
<p>a <u>削減率が正となる削減目標が設定されている場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>a <u>該当するすべての重点対策が実施又は計画期間内での実施を計画化している場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>イ <u>地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</u></p> <p>(ア) <u>削減目標の達成状況</u></p> <p>a <u>目標排出量から目標年度の排出量又は平均排出量（計画期間における各実施年度の排出量を合計したものを3で除したものとす。以下同じ。）を減じた量を目標排出量で除した値が正の場合、若しくは目標排出量と目標年度の排出量又は平均排出量が等しい場合には、「A（総量）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価が目標排出量に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者に限る。）</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A（総量）」とならない場合で、かつ、基準排出量から目標年度の排出量又は平均排出量を減じた量を基準排出量で除した値が正の場合には、「B（総量）」とする。</u></p> <p>c <u>目標原単位から目標年度における排出原単位を減じた値を目標原単位で除した値が正の場合、又は目標原単位と目標年度の排出原単位が等しい場合には、「A（原単位）」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価において目標原単位に係る削減率で「A」となった地球温暖化対策事業者、又は上記 b の評価対象となった地球温暖化対策事業者に限</u></p>	<p>a から c までの評価は、<u>基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。</u></p> <p>a <u>目標削減率が正となる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。</u></p> <p>c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>d <u>目標原単位削減率が正となる場合には、「A（原単位）」とする。</u></p> <p>e <u>上記 d の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>重点対策の実施状況及び計画</u></p> <p>a <u>該当する全ての重点対策において、対策状況が設定済、整備済、実施済又は計画期間内に取組予定があるとしている場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>イ <u>地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告への評価</u></p> <p>(ア) <u>削減目標の達成状況</u></p> <p>a から d までの評価は、<u>基礎排出量及び調整後排出量のそれぞれについて行う。</u></p> <p>a <u>目標年度の削減率（基準排出量から当該年度の排出量を減じた量を基準排出量で除した値をいう。以下同じ。）又は3年間の削減率の平均値が目標削減率を上回る又は等しい場合には、「A」とする。（この項目の評価対象は、上記ア（ア）の評価が「AA」又は「A」となった事業者に限る。）</u></p> <p>b <u>上記 a の基準を満たすうち、極めて優良と認められる場合には、「AA」とする。</u></p> <p>c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合で、かつ、目標年度の削減率又は3年間の削減率の平均値が正の場合には、「B」とする。</u></p>

現 行	改定後
<p>る。)</p> <p>d <u>上記 c の評価が「A (原単位)」とならない場合で、基準原単位から目標年度の排出原単位を減じた値を基準原単位で除した値が正の場合には、「B (原単位)」とする。</u></p> <p>e <u>上記 a から d までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>基準排出量に対する削減状況</u></p> <p>a <u>基準排出量から平均排出量を減じた量が正となる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>基準排出量から調整後平均排出量 (計画期間における各実施年度の調整後排出量 (排出量を地球温暖化対策事業者が取得等をしたクレジット等を勘案して、市長が別に定める方法により調整して得られる排出量をいう。) を合計したものを3で除したものとする。) を減じた量が正となる場合には、「A (調整後)」とする。</u></p> <p>(ウ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>a <u>該当するすべての重点対策が実施されている場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の評価が「A」とならない場合は、「-」とする。</u></p> <p>(エ) <u>目標対策及び事業者の発意による対策の実施状況</u></p> <p><u>目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる場合は「A」以上とする。</u></p> <p>(オ) <u>再生可能エネルギー利用設備等の導入</u></p>	<p>d <u>上記 a から c までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>e <u>目標年度 of 原単位削減率 (基準原単位から当該年度の排出原単位を減じた量を基準原単位で除した値をいう。以下同じ。) が目標原単位削減率を上回る又は等しい場合には、「A (原単位)」とする。(この項目の評価対象は、上記ア(ア)の評価が「A (原単位)」となった事業者に限る。)</u></p> <p>f <u>上記 d の基準に満たない場合で、かつ、目標年度 of 原単位削減率が正の場合には、「B (原単位)」とする。</u></p> <p>g <u>上記 e から f までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(イ) <u>再生可能エネルギー利用設備の稼働状況</u></p> <p>a <u>太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(ウ) <u>次世代自動車の導入状況</u></p> <p>a <u>次世代自動車を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(エ) <u>重点対策の実施状況</u></p> <p>a <u>該当する全ての重点対策における対策状況が設定済、整備済又は実施済の場合には、「A」とする。</u></p> <p>b <u>上記 a の基準に満たない場合で、該当する重点対策における対策状況の項目数の80%が設定済、整備済又は実施済かつ、残りが一部設定済、一部整備済又は一部実施済の場合には、「B」とする。</u></p> <p>c <u>上記 a から b までの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>(オ) <u>自主的な温室効果ガス排出削減対策の</u></p>

現 行	改定後
<p><u>状況</u>  <u>太陽熱利用設備及び太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備、及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具を導入している場合であって、優良と認められる場合には、「A」とする。(この項目の評価対象は、第1号及び第2号該当事業者に限る。)</u></p> <p><u>(カ) 低公害かつ低燃費な車の導入状況</u>  別表4に定める方法により算定した低公害かつ低燃費な車の導入割合が30%以上となる場合には、「A」とする。(この項目の評価対象は、第3号該当事業者に限る。)</p> <p><u>(キ) その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況</u>  本指針4(3)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。</p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価  市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。</p> <p>(4) 評価結果の通知  市長は、条例第144条の2第2項の規定に基づき、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した地球温暖化対策事業者の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表  市長は、条例第144条の2第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「A」となった地球温暖化対策事業者について、項目ごとに公表するものとする。</p> <p><u>(6) 任意提出事業者の扱い</u>  <u>上記(1)から(4)までに準じて評価を行うこととする。</u></p>	<p><u>実施状況</u>  a <u>自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況が優良と認められる場合には、「A」とする。</u>  b <u>上記aの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p><u>(カ) その他の地球温暖化を防止する対策の取組状況</u>  a <u>本指針4(5)に規定する対策を実施している場合であって、市が実施する地球温暖化を防止する対策に関する施策との連携や、他の事業者の模範となる対策を実施するなど、優良と認められる場合には、「A」とする。</u>  b <u>上記aの基準に満たない場合には、「-」とする。</u></p> <p>ウ これまでの特定温室効果ガスへの排出削減の評価  市長は、別に定める方法により算定された基準年度以前の年度における特定温室効果ガス排出量から基準排出量を減じた量が正となる場合には、特定温室効果ガス削減実績事業者として評価をする。</p> <p>(4) 評価結果の通知  市長は、条例第144条の2第2項の規定に基づき、上記(1)、(2)及び(3)に基づき実施した地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者の評価結果を地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。</p> <p>(5) 評価結果の公表  市長は、条例第144条の2第3項及び第144条の4第3項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「AA」又は「A」となった地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者について、項目ごとに公表するものとする。</p>

現 行	改定後
<p>9 表彰</p> <p>市長は、条例第144条の2第4項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「A」となった地球温暖化対策事業者、若しくは目標対策及び事業者の発意による対策の効果が優良と認められる事業者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p>	<p>9 表彰</p> <p>市長は、条例第144条の2第4項及び第144条の4第3項の規定に基づき、相対的に多くの項目での評価が「AA」又は「A」となった地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者、又は自主的な温室効果ガス排出削減対策の効果が優良と認められる地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。</p>
<p>10 非該当の手続等</p> <p>(1) 非該当の考え方</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り地球温暖化対策事業者とみなし、作成した計画を目標年度まで推進すること。</p> <p>ただし、目標年度における地球温暖化対策事業者の事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。</p> <p>なお、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、地球温暖化対策事業者としての計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p> <p>(2) 非該当の届出</p> <p>地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p> <p>なお、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、<u>目標年度の</u>翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p>	<p>10 非該当の手続等</p> <p>(1) 非該当の考え方</p> <p>地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間の初年度及び二年度目において、規則第89条第1項第1号から第3号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り地球温暖化対策事業者とみなし、作成した計画を目標年度まで推進すること。</p> <p>ただし、目標年度における地球温暖化対策事業者の事業活動の状況が、規則第89条第1項第1号から第3号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。</p> <p>なお、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、地球温暖化対策事業者としての計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。</p> <p>(2) 非該当の届出</p> <p>地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第89条の3に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。</p> <p>なお、非該当の届出は、目標年度において地球温暖化対策事業者に該当しないことが明らかになった場合には、翌年度における報告書の提出と同時に、また、計画の推進が困難であるとして市長が認めた場合には、その時点において速やかに市長に届け出ること。</p>
<p>11 指導及び助言</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者に対し、条例第</p>	<p>11 指導及び助言</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者及び任意提出事</p>

現 行	改定後
<p>145 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。</p> <p><u>なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。</u></p>	<p><b>業者</b>に対し、条例第 145 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。</p> <p>また、温室効果ガスの排出の抑制等に関する研修会を実施するなど、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化を防止する対策を実施するための支援を行うものとする。</p>
<p>12 立入検査</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性や客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第 154 条第 1 項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。</p> <p><u>なお、任意提出事業者に対する扱いも同様とする。</u></p>	<p>12 立入検査</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者<b>及び任意提出事業者</b>が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性や客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第 154 条第 1 項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。</p>
<p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書の提出しなかったとき、又は計画書及び報告書の公表しなかったときは、条例第 145 条第 2 項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第 156 条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたいうえで、その旨を公表することができる。</p>	<p>13 勧告</p> <p>市長は、地球温暖化対策事業者が計画書及び報告書の提出しなかったとき、又は計画書及び報告書の公表しなかったときは、条例第 145 条第 2 項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第 156 条の規定に基づき当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたいうえで、その旨を公表することができる。</p>
<p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u> <u>この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u> <u>この指針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この指針の施行の際現に計画期間の過程にある事業者については、計画期間が終了するまでの間は原則として、なお従前の例による。</u></p>

別表1 エネルギーの種類ごとの単位発熱量 (改定箇所を見え消し)

エネルギーの種類		単位	単位発熱量	単位発熱量の単位		
燃料	原油(コンデンセートを除く。)		kl	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl	35.3	GJ/kl	
	揮発油		kl	34.6	GJ/kl	
	ナフサ		kl	33.6	GJ/kl	
	灯油		kl	36.7	GJ/kl	
	軽油		kl	37.7	GJ/kl	
	A重油		kl	39.1	GJ/kl	
	B・C重油		kl	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト		t	40.9	GJ/t	
	石油コークス		t	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭		t	29.0	GJ/t
		一般炭		t	25.7	GJ/t
		無煙炭		t	26.9	GJ/t
	石炭コークス		t	29.4	GJ/t	
	コールタール		t	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
高炉ガス		千m <sup>3</sup>	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
転炉ガス		千m <sup>3</sup>	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>		
都市ガス		千m <sup>3</sup>	45.0	GJ/千m <sup>3</sup>		
熱	産業用蒸気		GJ	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ	1.36	GJ/GJ	
	温水		GJ	1.36	GJ/GJ	
	冷水		GJ	1.36	GJ/GJ	
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	GJ/千kWh	
		夜間買電	千kWh	9.28	GJ/千kWh	
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	GJ/千kWh	

備考 「一般電気事業者」の「昼間買電」及び「夜間買電」は、一般電気事業者から一般電気事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量とする。この場合、昼間は午前8時から午後10時までとし、夜間は、午後10時から翌日の午前8時までとする。

別表3 重点対策 (現行)

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	2	主要なエネルギー使用設備の更新等の検討	主要なエネルギー使用設備に関する情報が整理され、エネルギー使用の合理化の観点から、設備更新の方向性が検討されている。
	3	機器管理台帳の整備	空調熱源設備、冷凍機、ボイラー、工業炉、コンプレッサについての管理台帳が整備されている。
	4	照明設備の運用管理	年間2,000時間以上点灯する照明設備の管理台帳が整備されている。また、照明の運用方法が定められている。
	5	エネルギー使用量の把握	エネルギー種類別及び設備別の使用フローが作成可能である。
	6	各種図面の整備	現状を反映した圧縮空気配管図、蒸気配管図が整備されている。
	7	外気導入量の適正管理	空気環境測定結果があり、全熱交換器が無い場合は、夏季冷房期間及び冬季暖房期間において人の多い箇所での二酸化炭素濃度が800ppm程度である。また、外気を有効に活用できる期間において、二酸化炭素濃度が外気と同等程度である。
	8	フィルター等の清掃	空調系統図及び空調機フィルターの清掃に関する運用方法が整備されている。また、エアハンドリングユニット等の清掃実績の記録がある。
	9	ポンプ、ファン及びブロワーの適正な流量管理	熱搬送系統図が整備され、冷温水の流量管理方法が定められている。また、省エネルギーの観点から評価されている。
	10	変圧器の需要率管理、効率管理	単線結線図が整備され、変圧器の需要率と負荷率について、その算定プロセスも含めて提示することができる。
	11	室内温度の適正管理	空調系統図及び空調制御図が整備され、夏季、冬季、中間期の室内温度を把握している。夏季の冷房時の室内温度が26℃以上、冬季の暖房時の室内温度が22℃以下となっている。
	12	地下駐車場の換気管理	換気設備のスケジュール運転、又は二酸化炭素あるいは一酸化炭素濃度制御システムを導入している。
	13	照明設備の高効率化	工場内は概ね年間2,000時間又は事務所は概ね年間2,500時間以上点灯する蛍光灯は、Hfタイプに相当する効率となっている。
	14	事務所機器の待機電力管理	事務所における機器の運用方法が定められている。
	15	機器性能管理	実稼働ベースにおける冷凍機のCOP及びボイラーの効率並びにその算定プロセスを提示することができる。
	16	冷凍機の冷水出口温度管理	冷凍機稼働期間内において、負荷を考慮した冷水出口温度の調整記録がある。
	17	燃焼設備の空気比管理	燃焼設備からの排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下である。
	18	排出ガス温度の管理	蒸気ボイラーから排出されるガスの温度が基準廃ガス温度未満である。
	19	蒸気配管のバルブ等の保温	ボイラー室のヘッダ、バルブ等に保温が施されている。

	20	工業炉表面の断熱強化	工業炉の表面（外側）の温度を把握し、対応方針が定められている。基準炉壁外面温度以下となっている。
	21	コンプレッサの吐出圧の適正化	圧縮空気使用設備（減圧弁二次側）の要求する圧力と吐出圧の差が0.15MPa以内である。
	22	コンプレッサの吸気管理	コンプレッサの吸気温度低減方法が定められている。吸気温度が把握されている。
第3号該当事業者	23	推進体制の整備	本指針3で定める推進体制が構築されている。
	24	自動車の適正な使用管理	燃費、所用時間及び走行距離を考慮した走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みが整備されている。
	25	エネルギー使用量等に関するデータの管理	自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータが定期的に記録されている。
	26	エコドライブ推進体制の整備	エコドライブ推進に係る責任者の設置、マニュアル及びエコドライブ講習の実施記録がある。
	27	自動車の適正な維持管理	日常の点検及び整備に係る責任者の設置、点検及び整備マニュアル並びに必要な知識や技術を習得するための研修の実施記録がある。

備考

- 1 番号17の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）（以下「事業者の判断基準」という。）の別表第1（A）に規定するものをいう。
- 2 番号18の基準廃ガス温度とは、事業者の判断基準別表第2（A）に規定するものをいう。
- 3 番号20の基準炉壁外面温度とは、事業者の判断基準別表第3（A）に規定するものをいう。

別表3 重点対策 (改定後)

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
	3	事務用機器の管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	4	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	照明設備の管理	① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	6	空調設備の管理	① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	7	空調用冷凍機の管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	12	燃焼設備の空気比管理	① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	13	ポンプ、ファン、ブロワー	① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転

		及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	数制御等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
第3号該当事業者	14	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	15	自動車の適正な使用管理	① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。 ② ①の仕組みを活用した運用を実施している。
	16	エネルギー使用量等に関するデータの管理	① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を活用した運用を実施している。
	17	エコドライブ推進体制の整備	① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	18	自動車の適正な維持管理	① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

備考

- 番号12の基準空気比とは、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）の別表第1（A）に規定するものをいう。

別表4 低公害かつ低燃費な車の導入割合の算定方法 **(現行)**

$$A = \frac{(an1 \times 0.4 + bn1 \times 0.8 + cn1 \times 1 + dn1 \times 2) + (an2 \times 0.4 + bn2 \times 0.8 + cn2 \times 1 + dn2 \times 2) + (an3 \times 0.4 + bn3 \times 0.8 + cn3 \times 1 + dn3 \times 2 + en3 \times 1 + fn3 \times 1.5 + gn3 \times 3 + hn3 \times 2 + in3 \times 3 + jn3 \times 7.5) + (en4 \times 1 + fn4 \times 1.5 + gn4 \times 3 + hn4 \times 2 + in4 \times 3 + jn4 \times 7.5) + n1 \times 1 + n2 \times 2.5 + n3 \times 5 + n4 \times 10 + n5 \times 10 + n6 \times 15}{(an5 \times 0.4 + bn5 \times 0.8 + cn5 \times 1 + dn5 \times 2 + en5 \times 1 + fn5 \times 1.5 + gn5 \times 3 + hn5 \times 2 + in5 \times 3 + jn5 \times 7.5) + (en6 \times 1 + fn6 \times 1.5 + gn6 \times 3 + hn6 \times 2 + in6 \times 3 + jn6 \times 7.5)} \times 100$$

備考

- 1 「A」とは、低公害かつ低燃費な車の導入割合（単位%）をいう。
- 2 「n1」とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「NO<sub>x</sub>・PM法施行令」という。）第4条第5項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 3 「n2」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第2項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 4 「n3」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン未満のもの台数をいう。
- 5 「n4」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第1項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）であって、車両総重量が8トン以上のもの台数をいう。
- 6 「n5」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第4項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 7 「n6」とは、NO<sub>x</sub>・PM法施行令第4条第3項に規定する自動車（ただし、当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。
- 8 「an1」とは、n1のうち、平成21年基準優低公害車（九都府市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会が定めた「九都府市低公害車指定指針」（平成8年3月29日実施。以下「指定指針」という。）において規定された平成21年基準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数（ただし、指定指針で規定された平成21年基準超低公害車（以下「平成21年基準超低公害車」という。）の排出ガス基準、かつ、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成19年国土交通省告示第866号）第3条1号に規定する燃費基準を満たした自動車の台数を含む。）をいう。
- 9 「bn1」とは、n1のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 10 「cn1」とは、n1のうち、平成21年基準優低公害車（指定指針において指定された平成21年基準優低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 11 「dn1」とは、n1のうち、平成21年基準超低公害車（指定指針において指定された平成21年基準超低公害車をいう。以下同じ。）の台数をいう。
- 12 「an2」とは、n2のうち、平成21年基準優低公害車の台数をいう。
- 13 「bn2」とは、n2のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 14 「cn2」とは、n2のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 15 「dn2」とは、n2のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 16 「an3」とは、n3のうち、平成21年基準優低公害車の台数をいう。
- 17 「bn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 18 「cn3」とは、n3のうち、平成21年基準優低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 19 「dn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数（ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。）をいう。
- 20 「en3」とは、n3のうち、平成17年基準良低公害車（指定指針において規定された平成17年基準良低公害車をいう。以下

- 同じ。)かつ平成27年度燃費基準達成車(指定指針に規定された「平成27年度燃費基準達成車」をいう。以下同じ。)に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 21 「fn3」とは、n3のうち、平成17年基準優低公害車(指定指針において規定された平成17年基準優低公害車をいう。以下同じ。)かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 22 「gn3」とは、n3のうち、平成17年基準超低公害車(指定指針において規定された平成17年基準超低公害車をいう。以下同じ。)かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 23 「hn3」とは、n3のうち、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第1532号)にて規定する基準を満たした自動車(以下「ポスト新長期規制達成車」という。)、かつ、平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 24 「in3」とは、n3のうち、平成21年基準優低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 25 「jn3」とは、n3のうち、平成21年基準超低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 26 「en4」とは、n4のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 27 「fn4」とは、n4のうち、平成17年基準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 28 「gn4」とは、n4のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 29 「hn4」とは、n4のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数をいう。
- 30 「in4」とは、n4のうち、平成21年基準優低公害車の台数をいう。
- 31 「jn4」とは、n4のうち、平成21年基準超低公害車の台数をいう。
- 32 「an5」とは、n5のうち、平成21年基準準優低公害車の台数をいう。
- 33 「bn5」とは、n5のうち、平成21年基準準超低公害車の台数をいう。
- 34 「cn5」とは、n5のうち、平成21年基準優低公害車の台数(ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。)をいう。
- 35 「dn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数(ただし、車両総重量3.5トン以下のものに限る。)をいう。
- 36 「en5」とは、n5のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 37 「fn5」とは、n5のうち、平成17年基準優低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 38 「gn5」とは、n5のうち、平成17年基準超低公害車、かつ平成27年度燃費基準達成車である自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 39 「hn5」とは、n5のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 40 「in5」とは、n5のうち、平成21年基準優低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 41 「jn5」とは、n5のうち、平成21年基準超低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 42 「en6」とは、n6のうち、平成17年基準良低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 43 「fn6」とは、n6のうち、平成17年基準優低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 44 「gn6」とは、n6のうち、平成17年基準超低公害車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 45 「hn6」とは、n6のうち、ポスト新長期規制達成車かつ平成27年度燃費基準達成車に該当する自動車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 46 「in6」とは、n6のうち、平成21年基準優低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 47 「jn6」とは、n6のうち、平成21年基準超低公害車の台数(ただし、車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。)をいう。
- 48 備考12、13、16、17、20から22まで、26から28まで、32、33、36から38まで、及び42から44までに該当する自動車は、当該自動車に対して設定された指定解除日(指定指針に規定するものをいう。)までに使用が開始されたものについて、その台数

を計上することができる。

別表 4 低公害かつ低燃費な車の導入割合の算定方法 (改定後)

削除

別紙 低公害かつ低燃費な車の導入内訳 (現行)

				自動車の種別 (台)						
				乗用自動車	小型貨物自動車	普通貨物自動車		マイクロスバス	大型バス	
						車両総重量 8トン未満	車両総重量 8トン以上			
				n1	n2	n3	n4	n5	n6	
低公害かつ低燃費な車の区分(台)	車両総重量 3.5トン以下	平成21年 基準	準優低公害車		an1	an2	an3	/	an5	/
			準超低公害車		bn1	bn2	bn3	/	bn5	/
			優低公害車		cn1	cn2	cn3	/	cn5	/
			超低公害車		dn1	dn2	dn3	/	dn5	/
	車両総重量 3.5トン超	平成17年 基準	良低公害車	平成 27年 度燃 費基 準達 成車	/	/	en3	en4	en5	en6
			優低公害車		/	/	fn3	fn4	fn5	fn6
			超低公害車		/	/	gn3	gn4	gn5	gn6
		ポスト新長期規制達成車		/	/	hn3	hn4	hn5	hn6	
		平成21年 基準	優低公害車		/	/	in3	in4	in5	in6
			超低公害車		/	/	jn3	jn4	jn5	jn6

備考 別表4の規定に基づき、n1～n6、an1～an6、bn1～bn6、cn1、cn2、dn1、dn2、en3～en6、fn3～fn6、gn3～gn6、hn3～hn6、in3～in6、jn3～jn6に該当する自動車の台数を記入すること。

削除

## 低炭素電気の普及の促進に関する指針

平成 31 年 3 月 29 日 横浜市告示第 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 146 条の 6 の規定により、低炭素電気の普及の促進に関する指針を次のとおり定め、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 1 総則

## (1) 目的

この指針は、条例第 146 条の 6 に基づき、低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項等を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）の作成及びその実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、横浜市に供給される電気の低炭素化と市内で電気を使用する市民及び事業者による低炭素電気の選択を促進することを目的とする。

## (2) 用語

FIT 電気とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー電気（小売電気事業者が当該調達した再生可能エネルギー電気について同法第 28 条第 1 項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。

未利用エネルギーとは、工場等で発生する排熱等のこれまで利用されていなかったエネルギーをいう。

国内認証排出削減量等とは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 1 条第 5 号に規定する国内認証排出削減量、同条第 6 号に規定する海外認証排出削減量その他同省令第 20 条の 2 及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省令、環境省令第 3 号）第 2 条第 4 項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量をいう。

その他、この指針において使用する用語は、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 2 特定電気供給事業者であることの確認

小売電気事業者は、市内に電気を供給しているか否かの確認を行うこと。なお、「市内に電気を供給している」とは、市内に位置する事業所・住宅等に係る電気の販売契約を締結していることをいう。また、特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則第 90 条の 7 に規定する事項を特定電気供給事業者非該当届出書に記載し、市長に届け出ること。

## 3 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の作成

特定電気供給事業者は、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量及び低炭素電気の普及の促進に係る措置等の下記に掲げる事項を記載した低炭素電気普及促進計画書兼報告書（以下「計画書兼

報告書」という。)を市長が別に規定する低炭素電気普及促進計画書兼報告書作成マニュアルに基づき作成し、毎年度8月末日までに、低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書を添えて市長に提出すること。

電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの量とは、特定電気供給事業者が調達し供給する電気の発電に伴い排出される二酸化炭素の量のことをいう。

(1) 特定電気供給事業者の概要

事業者の名称及び代表者の氏名、主たる事業所の所在地、事業の概要等を記載する。

(2) 対象年度

計画書兼報告書を提出する年度(以下「提出年度」という。)を記載する。

(3) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針

電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る基本的な考え方を記載する。

(4) 推進体制

低炭素電気普及促進計画を推進する体制を記載する。

(5) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

計画書兼報告書の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

(6) 電源構成の公表状況

調達した電気の電源構成の公表の実施の有無と公表する場合、その公表方法を記載する。

(7) 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

市内の電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置について前年度における取組実績及び提出年度の取組計画等を記載する。

(8) 電気の供給に伴い排出される1kWh当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

提出年度における基礎排出係数及び調整後排出係数の計画値、長期の目標値並びに排出係数の抑制のための取組の計画等を記載する。また、提出年度の前年度及び前々年度の基礎排出係数と、調整後排出係数の実績値並びに前々年度に対する前年度の排出係数の増減理由等を記載する。

なお、基礎排出係数及び調整後排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく、電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出並びに公表において用いられる値とすること。

(9) 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

提出年度における全国及び市内への電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量の計画値並びに提出年度の前年度及び前々年度の全国及び市内への電気の供給に伴い排出された二酸化炭素の量の実績値等を記載する。

(10) 電気の調達実績

提出年度の前年度及び前々年度における電気の調達量の実績並びに提出年度の前年度及び前々年度の条例第146条の2及び規則第90条の2第2項に規定する再生可能エネルギーを利用した電気について、FIT電気の調達量とそれを除いた再生可能エネルギーを利用した電気の調達量及び未利用エネルギーを利用した電気の調達量等を記載する。

(11) 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

提出年度の前年度に特定電気供給事業者が調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等の総量を記載する。

- (12) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画  
調整後二酸化炭素排出量を低減させる再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達について、取組実績及び取組計画を記載する。
- (13) その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置  
その他の低炭素電気の普及の促進に寄与する取組等を記載する。

#### 4 公表

- (1) 特定電気供給事業者による公表事項  
規則第 90 条の 6 第 3 項に規定する特定電気供給事業者が公表する事項は、計画書兼報告書の内容とする。
- (2) 市長による公表事項  
規則第 90 条の 6 第 4 項に規定する特定電気供給事業者から提出された低炭素電気普及促進計画等について市長が公表する事項は、計画書兼報告書の内容とする。